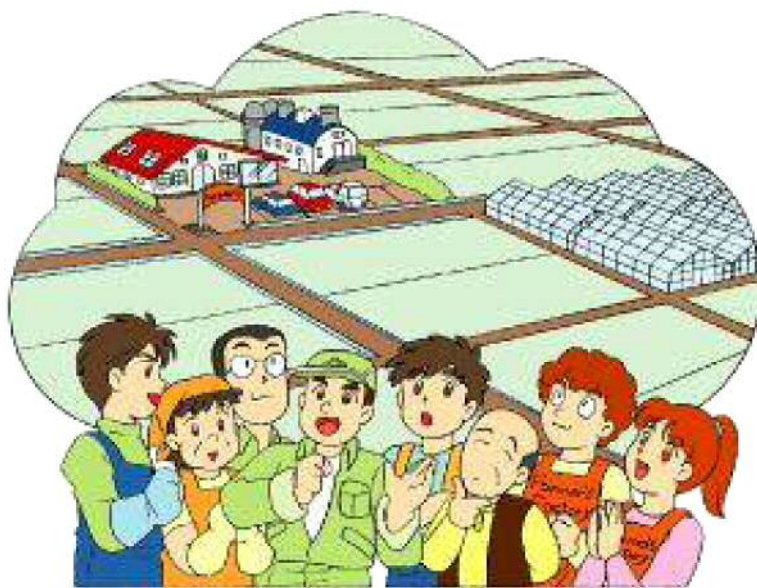


平成27年度第3回 評価委員会参考資料



平成28年 3月24日（木）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成 28 年 3 月 24 日
(公社) みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H26,5,16 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公社) みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) 宮城県市長会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3) 及び、宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H26年度分は、H27, 6, 29付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成26年度 (初年度)

- ①年 内 (12月18日) . . . 任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ②年 度 内 (3月17日) . . . H26事業見通し・H27当初事業計画

(2) 平成27年度以降 (H28以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月10日) . . . H26事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月25日) . . . H27事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H27事業見通し・H28当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25 年法律第 101 号）第 6 条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則
この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 5 日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

（平成 27 年度）

区 分	組 織 名	職 名	氏 名	備 考
委員長	東北大学大学院	教 授	伊 藤 房 雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊 本 廣 一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	吉 野 博 明	仙台市総務局総務部長 H27,10,29付け就任（知事認可日）
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭 男	
委員	弁 護 士	弁護士	丸 山 水 穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は 5 人以内

※委員の任期は、同要領に基づき 2 年（H26,12,18～H28,6,30：吉野委員はH27,10,29～H28,6,30）

農地中間管理機構の活動状況等に関する アンケート調査について（結果含む）

平成28年 3月24日（木）

注）宮城県農地中間管理事業評価委員会資料用に「農林水産省からの連絡メール（H28,2,29）」を宮城県機構が説明のため修正したものです。

【調査目的】

平成27年3月、機構事業を更に軌道に乗せるべく、農地中間管理機構の状況を把握するため、法人協会の会長等、指導農業士会の会長等などを対象に農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査を行った。

今回（H27,11,19）は、3月に行った農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査から、半年が過ぎたことから中間とりまとめを行うためアンケート調査をするもの。

【調査対象者】

法人協会の会長等、指導農業士会の会長等

※宮城県農地中間管理事業評価委員会（H28,3,24）提供資料は、指導農業士分のみデータである。

【調査手法】

- 1 アンケート対象者：H27,3月実施時と同一者（前回からの変化を把握）
- 2 スケジュール：本省からの調査票の発送（H27,11月下旬）、調査票の回収期限（12月中旬）
- 3 アンケート内容：基本的にH27,3月時同様とし、追加もあり（前回からの変化を把握）
- 4 実施方法：H27,3月時同様

H27,3月時、当初は対象者全員に対し、本省から直接発送・回収の予定でしたが、実際には、

- ・ 法人協会関係は、本省→アンケート対象者→本省（東北6県全て）
- ・ 指導農業士会関係は、本省→県事務局→アンケート対象者→本省（東北6県全て）となり、

指導農業士会の各県事務局へメール送信をし電話にて説明を行う。

【今後の進め方】

農林水産省では、公表を想定しているアンケート調査（H28,2,15の週頃から本省から発送）が実施されています。

市町村向け、農業法人協会向けと五月雨的にアンケート送付がされているようです。

【アンケート調査結果等】

＜提供資料＞

- ★アンケート（団体・担い手個人）宮城抜粋・全国調査結果

＜調査結果概要・・・宮城県のケース＞

- 昨年度よりは進んでいるが、軌道に乗っているとはいえない。
- 担い手との意見交換会が定期的に行われているとは感じていない。
- 借受公募に応募し、機構はきちんと農地借受に向け対応してきたが、農地所有者への周知が不足している。

★アンケート（団体・担い手個人）宮城抜粋・全国調査結果

※指導農業士対象（H27, 11, 19実施）

アンケート結果の集計・分析（団体）		現在、機構の事業が軌道に乗っていると考えますか。									
		1.									
		① 軌道に乗っている。									
		② 昨年度より進んでいるが、軌道に乗っているとはいえない。									
		③ 昨年度と変わらず、軌道に乗っていない。									
		②又は③の場合、軌道に乗せるための取組として何が必要ですか									
		ア 機構の役員体制の見直し									
		イ 機構の現場（農、市町、農業者等）の連携強化									
		ウ 機構、市町村、農業者等との連携強化									
		エ 本格的な人・農地プランの作成、見直しへの進捗									
		オ 農地の出し手（農地所有者）に対する事業の周知徹底									
4	宮城	0%	100%	0%	0%	33%	0%	33%	33%	0%	0%
計		10%	58%	19%	3%	26%	23%	21%	27%		12%

アンケート結果

		2. 貴団体の会員が、機構の役員になり ましたか。			3. 2で、「はい」の場合、機構の役員 に貴団体の意見が反映され、運営が 改善されたと考えますか。			4. 貴団体や会員が機構と定期的な意見交換を実施し ましたか。			5. 4で①又は②の場合、貴団体から機 構に伝えた意見や要望等について、 機構は事業実施に反映するなど十分 に対応しましたか。		
		① はい	② いいえ	無回答	① はい	② いいえ	無回答	① 定期的に意 見交換を行っ ています。	② 定期的では ないが意見 交換を行っ た。	③ 意見交換を 行っていない。	① はい	② いいえ	無回答
4	宮 城	50%	50%	0%	50%	0%	50%	0%	50%	50%	0%	0%	100%
計		52%	48%	0%	25%	20%	55%	4%	43%	51%	28%	16%	57%

アンケート結果の集計・分析（担い手個人）

	1. 機構の借受公募が行われることを知っていましたか。			2. 機構が昨年度または本年度に実施した借受公募に応募しましたか。			2で「はい」の場合、公募実施後に、機構から、希望条件など具体的な意向確認は行われましたか。			3で「はい」の場合、希望条件に合った農地の借受けに向けて、機構はきちんと対応していますか。		
	以下、（ ）書きは昨年度3月時の結果											
	① 機構から直接案内があったので知った。	② 機構から直接案内はなかったが、機構のホームページ等で知った。	③ 知らなかった。	① はい	② いいえ		① はい	② いいえ		① はい	② いいえ	
4	60%	20%	20%	73%	27%		9%	91%		100%	0%	
	(55%)	(27%)	(18%)	(67%)	(33%)		(25%)	(75%)		(100%)	(0%)	
宮城	49%	26%	24%	40%	59%		45%	55%		86%	14%	
	(48%)	(23%)	(30%)	(40%)	(60%)		(47%)	(53%)		(70%)	(30%)	
計	694											
	15											
	回答数											

アンケート結果の集計・分析（担い手個人）

	5. 農地の出し手（農地所有者）に対する機構事業の周知について、どのような状況でしょうか。				6. 国は機構や市町村等に対し、担い手と定期的な意見交換（話し合い）が行われるよう村から意見交換の案内がありましたか。また、意見交換に参加しましたか。			6で「参加した」場合、機構に伝えた意見や要望等について、機構は十分に対応していると考えますか。		
	① 昨年度に比べ周知が行われており、出しても浸透している。	② 昨年度に比べ周知は行われているが、出し手までの浸透は不足している。	③ 現場での周知はほとんど行われていない。	無回答	① 参加した。	② 案内はあったが、参加していない。	③ 案内がなかったもので参加していない。	① はい	② いいえ	③ 意見交換や要望等は特段示していない。
	7%	53%	40%	0%	27%	0%	60%	25%	0%	75%
	11%	41%	45%	4%	25%	13%	61%	41%	33%	27%
4 富 城										
計										

アンケート結果の集計・分析（担い手個人）

	あなたの地域では、機構等が農地の出し 手に対し、受け手をみつけてから機構等 に申し出るよう言われていますか。		あなたの地域では、機構の事業 9. が軌道に乗っていると考えます か。		いいえの場合、軌道に乗せるための取組として何が必要ですか。					
	① はい	② いいえ	② いいえ	① はい	ア 機構の役員 体制の見直 し	イ 機構の現場 職員、市町 村職員等の 現場活動の 強化	ウ 機構、県、 市町村、農 業委員会等 の関係機関 の連携強化	エ 本格的な 人・農地ブ ランの作 成、見直し に向けた話 合いの推進	オ 農地の出し 手（農地所 有者）に対 する事業の 周知徹底	カ その他
4 宮 城	20%	53%	27%	7%	9%	13%	13%	17%	43%	4%
計	20%	68%	12%	12%	5%	17%	23%	19%	30%	6%

アンケート結果の集計・分析（ 担い手個人 ）

	10. あなたは地域の人・農地プランの話し合いに参加しましたか。		11. 直しが行われていますか。			
			① 担い手と地権者を 含めた話し合いを 行っている。	② 担い手を中心に話 し合いを行い、見 直しを行っている。	③ 地域の農業者から の要望を契機に見 直しを行っている。	④ 見直しを行って いない。
4 宮 城	① 参加した。		13% (36%)	7% (18%)	67% (45%)	無回答
	② 開催案内はあったが、参加しなかった。		13%	7%	67%	13%
	③ 開催案内がなかった。		48%	11%	37%	4%
計			8%	17%	13%	11%

アンケート結果の集計・分析（ 担い手個人 ）		アンケート結果の集計・分析（ 担い手個人 ）							
4 宮城	あなたの地域の農地・農地プランは、農地を流動化させたための本格的なプランになっていますか。	あなたの地域の農地・農地プランについて、農地の出し手が明確になっている場合には、機構の活用について市町村等どのように指導していますか。	① 優先的に機構を活用している。	② 出し手の希望いかん、相対や円滑化する。	③ 指導方針を知らない。	無回答			
			0%	(18%)	47%	(36%)	40%	(45%)	13%
			19%	(21%)	30%	(31%)	45%	(48%)	7%
計									

アンケート結果の集計・分析（担い手個人）

	14. あなたの地域の人・農地プランは、市町村のホームページなどで見られるようになっていますか。	15. あなたの地域では、担い手（あなた）が耕作する農地の畦畔の草刈や水路管理等の作業は、出し手である農地所有者や地域住民の協力は得られていますか。	15で②又は③の場合、その農地の畦畔の草刈や水路管理等の作業が、農地集積の阻害要因になっていますか。
	① はい ② いいえ 無回答	① 得られている。 ② 得られていない。 ③ 得られているもの、得られていないもの、まちまちである。 無回答	① 阻害要因になっている。 ② 今後、阻害要因になっていく。 ③ 阻害要因になっていない。 無回答
4	13% 53% 33%	47% 13% 33% 7%	13% 33% 0% 53%
計	34% 35% 32%	27% 26% 41% 6%	16% 32% 18% 33%